

令和5年第3回水戸市議会定例会議案

市議会議案第85号	水戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	1
ゝ 第86号	水戸市火災予防条例の一部を改正する条例	3
ゝ 第87号	水戸市立小学校, 中学校, 義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例	9
ゝ 第88号	元石川町排水路新設工事請負契約の締結について	11
ゝ 第89号	都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(松が丘工区)橋梁上部工製作工(下り線)工事請負契約の締結について	13
ゝ 第90号	水戸市立石川小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について	15
ゝ 第91号	水戸市立石川小学校長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結について	17
ゝ 第92号	水戸市立石川小学校長寿命化改良機械設備(給排水)工事請負契約の締結について	19
ゝ 第93号	令和5年度水戸市一般会計補正予算(第5号)	21
ゝ 第94号	令和5年度水戸市介護保険会計補正予算(第1号)	25
報 告 第51号	専決処分について(令和5年度水戸市一般会計補正予算(第4号))	27
ゝ 第52号	専決処分について(水戸市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例)	31
ゝ 第53号	専決処分について(訴えの提起について)	33
ゝ 第54号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	35
ゝ 第55号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	37
ゝ 第56号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	39
ゝ 第57号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	41
ゝ 第58号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	43
ゝ 第59号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	45
ゝ 第60号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	47
ゝ 第61号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	49
ゝ 第62号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	51
ゝ 第63号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	53
ゝ 第64号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	55
ゝ 第65号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	57
ゝ 第66号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	59
ゝ 第67号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	61
ゝ 第68号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	63
ゝ 第69号	専決処分について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	65
ゝ 第70号	令和4年度水戸市一般会計継続費精算について	67
ゝ 第71号	令和4年度水戸市水道事業会計継続費精算について	71
ゝ 第72号	健全化判断比率について	75

報 告	第73号	資金不足比率について	77
〃	第74号	非強制徴収債権の放棄について	79
〃	第75号	公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	81
〃	第76号	公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	83
〃	第77号	一般財団法人水戸市農業公社の令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	85
〃	第78号	一般財団法人水戸市公園協会の令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	87
〃	第79号	公益財団法人水戸市国際交流協会の令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	89
〃	第80号	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	91
〃	第81号	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	93
認 定	第1号	令和4年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について	95
〃	第2号	令和4年度水戸市公営企業会計決算認定について	97

市議会議案第85号

水戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

水戸市旅館業法施行条例（令和元年水戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第5条中「及び第3条の3第3項」を「, 第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第10条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第11条第1項中「求めよう」を「受けよう」に改め、同項の表法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の項中「又は第3条の3第1項」を「, 第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市火災予防条例の一部を改正する条例

水戸市火災予防条例（昭和37年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては，」を削る。

第11条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して，電気自動車等（電気を動力源とする自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては，充電ポストを含む。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

第11条の2第1項第1号ただし書を次のように改める。

ただし，次に掲げるものにあつては，この限りでない。

ア 不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものの充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし，分離型のものの充電ポストにあつては，この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は，雨水等」に改め，同項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め，同項第7号中「急速充電設備と」を「コネクタが」に，「との接続部に」を「に接続され，」に改め，同項第11号を次のように改める。

(11) 手動で緊急停止させることができる装置を，当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに，速やかに操作することができる箇所に設けること。

第11条の2第1項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め，同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り，同項第16号中「蓄電池を」を「蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を」に改め，同項中第18号を第19号とし，第17号を第18号とし，第16号の次に次の1号を加える。

(17) 分離型のものにあつては，充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は，地震等により容易に転倒し，亀裂が生じ，又は破損しない構造とすること。この場合において，開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては，その電槽は，耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか，屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のも

の、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第23条第3項中「の場合において、」を「に規定する「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と」に、「別表第7に定める」を「国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合する」に改め、同条第4項第2号中「の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）」を「又は健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識の設置」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「前項第2号」を「第4項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項第2号に規定する「喫煙所」と表示した標識と併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第44条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

「	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	」を
「	据置型レンジ 炭火焼き器	21kW以下	80	0	—	0	」に
	不燃 以外 炭火を燃料とする もの	—	100	50	50	50	
	不燃 炭火を燃料とする もの	—	80	30	—	30	

改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第23条及び別表第4から別表第7までの改正規定並びに付則第6項及び付則第7項の規定 公布の日
 - (2) 第11条の2第1項の改正規定(同項第4号の改正規定を除く。)及び付則第3項の規定 令和5年10月1日
 - (3) 第11条第1項第4号、第11条の2第1項第4号、第13条、第44条第16号及び別表第3の改正規定並びに次項、付則第4項及び付則第5項の規定 令和6年1月1日
(経過措置)
- 2 第11条第1項第4号の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備(水戸市火災予防条例第8条の3第1項に規定する燃料電池発電設備をいう。)、変電設備(同条例第11条第1項に規定する変電設備をいう。)、内燃機関を原動力とする発電設備又は蓄電池設備(改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備をいい、付則第5項の規定の適用を受けるものを除く。付則第4項において同じ。)であって、改正後の同号(同条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項並びに改正後の同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第11条の2第1項の改正規定(同項第4号の改正規定を除く。)の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備(改正後の同項に規定する急速充電設備をいう。)に係る位置、構造及び管理に関する基準については、なお従前の例による。
- 4 第13条第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備であって、改正後の同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、同条の改正規定の施行の際現に設置されているもの及び付則第1項第3号に定める日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたものであって、改正後の同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。
- 6 改正後の第23条第4項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「標識又は」とあるのは「標識、」と、「喫煙専用室標識」とあるのは「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 7 第23条の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている水戸市火災予防条例第23条第2項又は改正後の同条第4項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号による標識のうち、改正後の同条第3項又は第5項の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

市議会議案第87号

水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例

水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和39年水戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3水戸市立見川幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

元石川町排水路新設工事請負契約の締結について

元石川町排水路新設工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 元石川町排水路新設工事 |
| 2 契 約 金 額 | 319,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 菅原・田口建特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市六反田町1213番地1
菅原建設株式会社
代表取締役 若 松 亜紀子 |
| 構成員 | 水戸市六反田町1213番地1
菅原建設株式会社
代表取締役 若 松 亜紀子 |
| 構成員 | 水戸市城南3丁目12番6号
田口建設工業株式会社
代表取締役 田 口 恵一郎 |

令和5年9月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（下り線）工事請負契約の締結について

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（下り線）工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（下り線）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 572,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 横河NS・株木特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 神栖市砂山16番地5
株式会社横河NSエンジニアリング
代表取締役 高木清次 |
| 構成員 | 神栖市砂山16番地5
株式会社横河NSエンジニアリング
代表取締役 高木清次 |
| 構成員 | 水戸市吉沢町311番地1
株木建設株式会社
代表取締役 株木康吉 |

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市立石川小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について

水戸市立石川小学校長寿命化改良工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 水戸市立石川小学校長寿命化改良工事 |
| 2 契 約 金 額 | 972,180,000円 |
| 3 契約の相手方 | 鈴木良・東・KUNO特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市緑町1丁目1番4号
株式会社鈴木良工務店
代表取締役 鈴木勝彦 |
| 構成員 | 水戸市緑町1丁目1番4号
株式会社鈴木良工務店
代表取締役 鈴木勝彦 |
| 構成員 | 水戸市河和田町2996番地の9
東建設株式会社
代表取締役 小口辰也 |
| 構成員 | 水戸市姫子2丁目162番地の1
株式会社KUNO
代表取締役 久野寛光 |

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市立石川小学校長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結について

水戸市立石川小学校長寿命化改良電気設備工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 水戸市立石川小学校長寿命化改良電気設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 184,800,000円 |
| 3 契約の相手方 | 石川・アコオ特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市松が丘2丁目5番36号
石川電機株式会社
代表取締役 石川 英子 |
| 構成員 | 水戸市松が丘2丁目5番36号
石川電機株式会社
代表取締役 石川 英子 |
| 構成員 | 水戸市谷津町細田1番12
株式会社アコオ
代表取締役 宇都宮 浩 |

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市立石川小学校長寿命化改良機械設備（給排水）工事請負契約の締結について

水戸市立石川小学校長寿命化改良機械設備（給排水）工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 水戸市立石川小学校長寿命化改良機械設備（給排水）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 196,130,000円 |
| 3 契約の相手方 | 菊地・小河原特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市石川4丁目4030番地の11
菊地設備工業株式会社
代表取締役 富 田 孝 |
| 構成員 | 水戸市石川4丁目4030番地の11
菊地設備工業株式会社
代表取締役 富 田 孝 |
| 構成員 | 水戸市青柳町900番地の5
小河原設備工業株式会社
代表取締役 穂 本 裕 介 |

令和5年9月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和5年度水戸市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度水戸市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,565,220千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 26,722,736	千円 67,305	千円 26,790,041
	2 国庫補助金	6,205,365	67,305	6,272,670
21 繰越金		841,878	420,177	1,262,055
	1 繰越金	841,878	420,177	1,262,055
23 市債		8,162,200	61,900	8,224,100
	1 市債	8,162,200	61,900	8,224,100
歳入合計		121,015,838	549,382	121,565,220

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
3 民生費		千円 51,378,279	千円 410,282	千円 51,788,561
	2 児童福祉費	18,458,023	51,640	18,509,663
	3 生活保護費	9,350,174	358,642	9,708,816
8 土木費		16,546,722	139,100	16,685,822
	2 道路橋りょう費	3,678,294	43,900	3,722,194
	3 河川費	894,646	2,200	896,846
	4 都市計画費	10,693,492	88,000	10,781,492
	5 住宅費	779,540	5,000	784,540
歳出合計		121,015,838	549,382	121,565,220

第2表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
道路・公園等屋外照明灯LED化事業に係る債務負担	令和5年度から 令和16年度まで	千円 700,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう事業	千円 1,052,300	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 1,073,300	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
都市計画事業	1,610,000				1,650,900			

令和5年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）

令和5年度水戸市の介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,686,089千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 40,385	千円 453,089	千円 493,474
	1 繰越金	40,385	453,089	493,474
歳 入 合 計		25,233,000	453,089	25,686,089

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
5 諸支出金		千円 9,504	千円 453,089	千円 462,593
	1 償還金及び還付加算金	9,504	453,089	462,593
歳 出 合 計		25,233,000	453,089	25,686,089

報告第51号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計補正予算（第4号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

令和5年度水戸市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度水戸市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ853,178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,015,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年8月8日処分

水戸市長 高橋 靖

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 25,874,444	千円 848,292	千円 26,722,736
	1 国庫負担金	19,780,249	660,000	20,440,249
	2 国庫補助金	6,017,073	188,292	6,205,365
21 繰越金		838,700	3,178	841,878
	1 繰越金	838,700	3,178	841,878
22 諸収入		3,180,229	1,708	3,181,937
	5 雑入	2,874,925	1,708	2,876,633
歳入合計		120,162,660	853,178	121,015,838

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1 議会費		千円 541,507	千円 3,178	千円 544,685
	1 議会費	541,507	3,178	544,685
4 衛生費		11,625,420	850,000	12,475,420
	1 保健所費	3,881,692	850,000	4,731,692
歳出合計		120,162,660	853,178	121,015,838

報告第52号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

水戸市社会福祉審議会条例（令和元年水戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第2号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年7月26日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年10月11日 午前8時50分頃
事故発生場所	██████████
和解の相手方	██████████ ██████████
事故の概要	清掃事務所職員██████は、市有車を運転し、上記場所において後退した際、相手方所有のガードレールに接触した。 この結果、当該ガードレールが損傷したものである。
和解の条件	市は、██████に対し、損害賠償金として199,100円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年8月9日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市渡里町2567番23地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和5年4月29日 午後5時50分頃
事故発生場所	水戸市渡里町2567番23地先
和解の相手方	■
事故の概要	上記場所の市道に隣地との境界を示すプレートが固定用の釘とともに剥離していたため、その上を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、■に対し、損害賠償金として23,375円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年6月5日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市渡里町3827番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市渡里町3827番2地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和5年6月2日 午後5時頃
事故発生場所	水戸市渡里町3827番2地先
和解の相手方	[REDACTED]
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、[REDACTED]に対し、損害賠償金として15,200円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年6月21日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市渡里町3827番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市渡里町3827番2地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和5年6月2日 午後5時頃
事故発生場所	水戸市渡里町3827番2地先
和解の相手方	[redacted]
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、[redacted]に対し、損害賠償金として91,951円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年6月21日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について




地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市けやき台3丁目28番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市けやき台3丁目28番2地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和5年6月6日 午後6時15分頃
事故発生場所	水戸市けやき台3丁目28番2地先
和解の相手方	 
事故の概要	<p>相手方の車両が上記場所を走行した際、市が管理する街路樹の枝が落下し、相手方の車両に接触した。</p> <p>この結果、相手方の車両が損傷したものである。</p>
和解の条件	市は、  に対し、損害賠償金として100,078円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年7月4日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市渡里町3827番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市渡里町3827番2地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和5年6月2日 午後5時頃
事故発生場所	水戸市渡里町3827番2地先
和解の相手方	■ ■
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、■に対し、損害賠償金として36,344円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年7月7日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第64号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市住吉町282番1地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市住吉町282番1地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和5年6月13日 午前8時40分頃
事故発生場所	水戸市住吉町282番1地先
和解の相手方	[REDACTED]
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、[REDACTED]に対し、損害賠償金として10,560円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年7月25日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市元石川町325番30地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市元石川町325番30地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年3月4日 午前11時頃
事故発生場所	水戸市元石川町325番30地先
和解の相手方	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 1.2em;"></div>
事故の概要	<p>相手方の車両が上記場所を走行した際、市道の側溝の蓋が跳ね上がり、相手方の車両に接触した。</p> <p>この結果、相手方の車両が損傷したものである。</p>
和解の条件	市は、 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 1.2em; display: inline-block;"></div> に対し、損害賠償金として422,200円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年8月9日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市田野町30番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市田野町30番2地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和5年7月15日 午前8時40分頃
事故発生場所	水戸市田野町30番2地先
和解の相手方	██████████ ██████████
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、██████████に対し、損害賠償金として3,252円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年8月18日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、██████████において発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和5年4月10日 午前11時頃
事故発生場所	
和解の相手方	
事故の概要	清掃事務所職員が、ごみ収集のため、上記場所において、ごみ集積所に集積されたごみを被覆したネットを持ち上げた際、当該ネットに付帯したおもりが、駐車していた相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、に対し、損害賠償金として604,565円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年7月20日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、逆川緑地で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市総合運動公園軟式球場に近接する建物で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次とおり定める。

事故発生日時	令和5年7月2日 午前10時30分頃
事故発生場所	■■■■■■■■■■
和解の相手方	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■
事故の概要	水戸市総合運動公園軟式球場のフェンスを越えて飛んだソフトボール用のボールが相手方所有の建物のベランダに落下した。 この結果、当該ベランダが損傷したものである。
和解の条件	市は、■■■■■■■■■■に対し、損害賠償金として134,200円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年8月10日処分

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市一般会計継続費精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和4年度水戸市一般会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市一般会計

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
			国県支出金	地方債	その他			
2 総務費	1 総務管理費	新市民会館整備事業	2	4,500,000,000	194,000,000	4,063,400,000	-	242,600,000
			3	5,500,000,000	861,400,000	4,315,600,000	-	323,000,000
			4	8,250,980,000	889,400,000	6,772,900,000	-	588,680,000
			計	18,250,980,000	1,944,800,000	15,151,900,000	-	1,154,280,000
9 消防費	1 消防費	南消防署移転改築事業	2	271,000,000	-	261,000,000	-	10,000,000
			3	619,000,000	-	606,000,000	-	13,000,000
			4	690,000,000	-	675,000,000	-	15,000,000
			計	1,580,000,000	-	1,542,000,000	-	38,000,000
		緑岡出張所改築基本・実施設計事業	3	11,000,000	-	-	-	11,000,000
			4	22,000,000	-	16,500,000	-	5,500,000
			計	33,000,000	-	16,500,000	-	16,500,000
			2	50,000,000	17,550,000	32,400,000	-	50,000
10 教育費	2 小学校費	笠原小学校校舎増築事業（2期）	3	282,000,000	40,367,000	236,600,000	-	5,033,000
			4	570,000,000	121,679,000	421,700,000	-	26,621,000
			計	902,000,000	179,596,000	690,700,000	-	31,704,000
			3	196,000,000	24,011,000	167,900,000	-	4,089,000
		吉沢小学校校舎増築事業	4	393,000,000	56,026,000	326,900,000	-	10,074,000
			計	589,000,000	80,037,000	494,800,000	-	14,163,000
			2	246,000,000	34,960,000	208,400,000	-	2,640,000
		酒門小学校長寿命化改良事業（2期）	3	379,000,000	64,475,000	303,500,000	-	11,025,000
			4	65,000,000	-	24,200,000	-	40,800,000
			計	690,000,000	99,435,000	536,100,000	-	54,465,000

継続費精算報告書

(単位 円)

支出済額	実 績				比 較				
	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 との差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他		
4,285,000,000	108,000,000	3,947,300,000	-	229,700,000	215,000,000	86,000,000	116,100,000	-	12,900,000
5,472,700,000	850,480,000	4,300,900,000	-	321,320,000	27,300,000	10,920,000	14,700,000	-	1,680,000
8,493,279,826	986,320,000	6,903,700,000	-	603,259,826	△ 242,299,826	△ 96,920,000	△ 130,800,000	-	△ 14,579,826
18,250,979,826	1,944,800,000	15,151,900,000	-	1,154,279,826	174	-	-	-	174
102,855,282	-	100,400,000	-	2,455,282	168,144,718	-	160,600,000	-	7,544,718
242,458,234	-	242,400,000	-	58,234	376,541,766	-	363,600,000	-	12,941,766
1,193,948,721	-	1,161,300,000	-	32,648,721	△ 503,948,721	-	△ 486,300,000	-	△ 17,648,721
1,539,262,237	-	1,504,100,000	-	35,162,237	40,737,763	-	37,900,000	-	2,837,763
-	-	-	-	-	11,000,000	-	-	-	11,000,000
30,250,000	-	-	-	30,250,000	△ 8,250,000	-	16,500,000	-	△ 24,750,000
30,250,000	-	-	-	30,250,000	2,750,000	-	16,500,000	-	△ 13,750,000
-	-	-	-	-	50,000,000	17,550,000	32,400,000	-	50,000
302,575,227	58,092,000	239,500,000	-	4,983,227	△ 20,575,227	△ 17,725,000	△ 2,900,000	-	49,773
562,563,669	128,339,000	398,500,000	-	35,724,669	7,436,331	△ 6,660,000	23,200,000	-	△ 9,103,669
865,138,896	186,431,000	638,000,000	-	40,707,896	36,861,104	△ 6,835,000	52,700,000	-	△ 9,003,896
187,371,904	24,011,000	161,200,000	-	2,160,904	8,628,096	-	6,700,000	-	1,928,096
388,123,525	56,026,000	313,100,000	-	18,997,525	4,876,475	-	13,800,000	-	△ 8,923,525
575,495,429	80,037,000	474,300,000	-	21,158,429	13,504,571	-	20,500,000	-	△ 6,995,429
-	-	-	-	-	246,000,000	34,960,000	208,400,000	-	2,640,000
240,389,625	70,429,000	154,100,000	-	15,860,625	138,610,375	△ 5,954,000	149,400,000	-	△ 4,835,625
420,801,498	65,120,000	323,000,000	-	32,681,498	△ 355,801,498	△ 65,120,000	△ 298,800,000	-	8,118,502
661,191,123	135,549,000	477,100,000	-	48,542,123	28,808,877	△ 36,114,000	59,000,000	-	5,922,877

報告第71号

令和4年度水戸市水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和4年度水戸市水道事業会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市水道事業

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳	
					企 業 債	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金
1 資本的支出	1 建設改良費	開江浄水場配水池改修工事	2	116,600,000	99,600,000	17,000,000
			3	211,200,000	175,200,000	36,000,000
			4	125,700,000	125,000,000	700,000
			計	453,500,000	399,800,000	53,700,000
			楮川浄水場電気設備取替工事	2	550,000,000	470,000,000
		3		517,000,000	429,200,000	87,800,000
		4		444,000,000	437,000,000	7,000,000
		計		1,511,000,000	1,336,200,000	174,800,000

会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績			比 較		
支 払 義 務 額 支 払 生 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 払 義 務 額 の 差	左 の 財 源 内 訳	
	企 業 債	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金		企 業 債	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金
42,400,000	42,400,000	-	74,200,000	57,200,000	17,000,000
76,800,000	76,800,000	-	134,400,000	98,400,000	36,000,000
334,110,000	280,600,000	53,510,000	△ 208,410,000	△ 155,600,000	△ 52,810,000
453,310,000	399,800,000	53,510,000	190,000	-	190,000
200,000,000	200,000,000	-	350,000,000	270,000,000	80,000,000
188,000,000	188,000,000	-	329,000,000	241,200,000	87,800,000
1,118,670,000	948,200,000	170,470,000	△ 674,670,000	△ 511,200,000	△ 163,470,000
1,506,670,000	1,336,200,000	170,470,000	4,330,000	-	4,330,000

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、令和5年度に算定した健全化判断比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

記

実質赤字比率	－
連結実質赤字比率	－
実質公債費比率	9.2%
将来負担比率	132.9%

備考 「－」は、該当数値がないことを示す。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に基づく審査

2 審査の対象
令和4年度決算等に基づき令和5年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間
令和5年7月14日から同年8月9日まで

4 審査の実施内容等
審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果
審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見
健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているが、4大プロジェクトの推進等に伴い、実質公債費比率及び将来負担比率は、当面は大きな低下が見込めない状況にある。引き続き、公債費負担の軽減及び市債残高の抑制に取り組むとともに、多様な財源の拡充を図るなど、健全な財政運営に努められたい。

記

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	9.2	132.9
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)

備考1 「-」は、該当数値がないことを示す。

2 早期健全化基準の数値を括弧内に記載した。

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和5年度に算定した資金不足比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

記

公設地方卸売市場事業会計	-
農業集落排水事業会計	-
東前第二土地区画整理事業会計	-
水道事業会計	-
下水道事業会計	-

備考 「-」は、該当数値がないことを示す。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づく審査

2 審査の対象

令和4年度決算等に基づき令和5年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和5年7月14日から同年8月9日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

いずれの会計も資金不足は生じていないが、一般会計からの繰入金のうち、国が定めた繰出基準に基づかない基準外の繰入れにより収入を補っている会計もあることから、独立採算制の原則に基づき、各会計の健全な経営に努められたい。

記

（単位：%）

会 計 名	資金不足比率
公設地方卸売市場事業会計	- (20.0)
農業集落排水事業会計	- (20.0)
東前第二土地区画整理事業会計	- (20.0)
水道事業会計	- (20.0)
下水道事業会計	- (20.0)

備考1 「-」は、該当数値がないことを示す。

2 経営健全化基準の数値を括弧内に記載した。

非強制徴収債権の放棄について

水戸市債権管理条例（平成23年水戸市条例第2号）第6条第2項の規定に基づき、令和4年度に放棄した非強制徴収債権について、次のように報告する。

記

会 計 名	債 権 名	件 数	金 額	債権放棄の根拠
一般会計	住宅使用料	751件	6,473,400円	第6条第1項第1号
		261件	2,116,200円	第6条第1項第4号
	放課後学級事業保護者負担金	24件	117,400円	第6条第1項第1号
水道事業会計	水道料金	2,052件	7,257,480円	第6条第1項第1号
		81件	313,577円	第6条第1項第4号

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第75号

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和4年度事業報告及び
決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和4年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第76号

公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和4年度事業報告及び決算
に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和4年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第77号

一般財団法人水戸市農業公社の令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和4年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第78号

一般財団法人水戸市公園協会の令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和4年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第79号

公益財団法人水戸市国際交流協会の令和4年度事業報告及び決算
に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和4年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第80号

一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和4年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和4年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第81号

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和4年度事業報告及び
決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和4年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

認定第1号

令和4年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

- 1 令和4年度水戸市一般会計決算
- 2 令和4年度水戸市国民健康保険会計決算
- 3 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計決算
- 4 令和4年度水戸市駐車場事業会計決算
- 5 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計決算
- 6 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計決算
- 7 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計決算
- 8 令和4年度水戸市介護保険会計決算
- 9 令和4年度水戸市介護サービス事業会計決算
- 10 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計決算
- 11 令和4年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計決算

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖

認定第2号

令和4年度水戸市公営企業会計決算認定について

- 1 令和4年度水戸市水道事業会計決算
- 2 令和4年度水戸市下水道事業会計決算

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和5年9月4日提出

水戸市長 高橋 靖